

適切な下水道使用料の水準について

令和7年3月26日
事務局説明資料

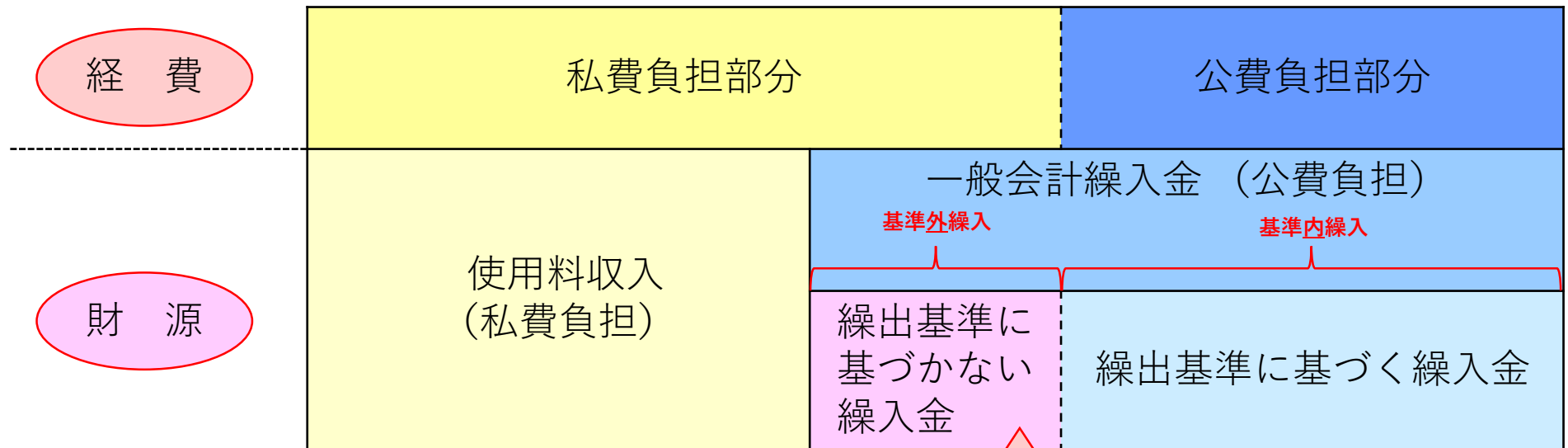


1 適正な下水道使用料の検討方法

(1) 下水道事業の特色

下水道事業とは汚水の処理と雨水の排除による浸水の防除、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全という機能を果たすことを目的とした、公共下水道・農業集落排水施設の経営をする事業を指している

下水道事業の費用負担においては、その基本的性格等を踏まえ、公共的役割と私的役割を総合的に考慮し、適正な費用負担をすることが求められる



1 適正な下水道使用料の検討方法

(2) 適正な下水道使用料の考え方

○地方公営企業法 第21条

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。
2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

○下水道法 第20条2項

- 2 使用料は次の原則によって定めなければならない。
- 一 下水の量及び水質その他使用者の態様に応じて妥当なものであること。
 - 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
 - 三 定率又は定額をもって明確に定められていること。
 - 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

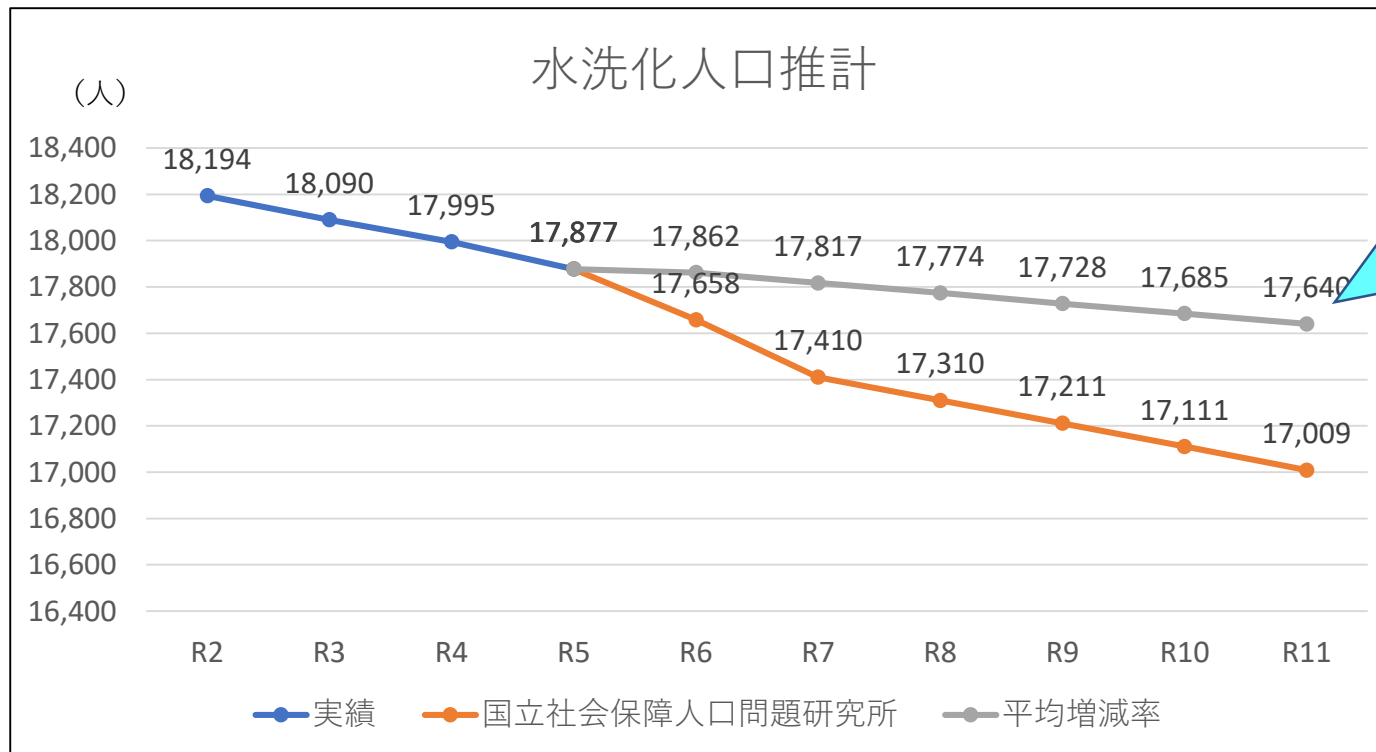
- 法令で示されている原則に基づき、下水道使用料の水準を設定
- 適正な下水道料金水準の算定にあたっては、「下水道使用料算定の基本的考え方(※)」を用いる

1 適正な下水道使用料の検討方法

(3) 検討の方針

- 令和 6 年度以降の財政シュミレーションに基づき、適正な使用料水準を検討する
- 令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を算定期間とし、令和 6 年度から令和 11 年度までの財政シュミレーションを算定
- 推計にあたっては、収入及び支出が過大・過少とならないよう、現実的な数値を用いる

(4) 水洗化人口の推計条件



実績の推移と比較し、国立社会保障・人口問題研究所の推計に基づく数値では大きく人口が減少し、過少となる恐れがあるため、**平均増減率に基づく水洗化人口値**を採用する

1 適正な下水道使用料の検討方法

(5) 主な収入支出の推計条件

科 目		推 計 条 件
収 入	使用料収入	水洗化人口（人）× 1 人あたり有収水量（94.24m ³ /年）× 使用料単価（125.70円/m ³ ）
	一般会計繰出金	繰出基準に基づく額 ※基準外繰出は一旦見込まず算定
	長期前受金戻入	固定資産台帳及び建設改良事業計画によるシミュレーション値
	企業債	適債性のある建設改良費支出額を基に算出
支 出	人件費	R 5 実績額と同水準で一定
	動力費	R 5 実績額と同水準で一定
	委託料	R 5 実績額と同水準の値に計画的な点検・事業計画の更新等を反映
	流域下水道 維持管理負担金	R 6 予算額と同水準で一定
	減価償却費	固定資産台帳及び建設改良事業計画によるシミュレーション値
	支払利息	固定資産台帳及び建設改良事業計画によるシミュレーション値
	建設改良費	建設改良事業計画に基づき見込まれる建設投資を反映

2 財政シミュレーション算定結果

(1) 現行の使用料水準による推計

※R6以降のシミュレーション値は基準外繰出金を除いた試算

経営指標	実績	シミュレーション					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
ア 損益（百万円）	106.3	▲78.7	▲79.0	▲101.0	▲74.7	▲88.2	▲71.2
イ 内部留保資金（百万円）	119.5	5.1	▲117.3	▲227.4	▲323.9	▲403.5	▲473.9
ウ 経常収支比率（％）	117.6	87.6	87.8	84.9	88.7	87.6	89.1
エ 使用料単価（円/m ³ ）	125.9	125.7	125.7	125.7	125.7	125.7	125.7
オ 汚水処理原価（円/m ³ ）	164.0	174.0	178.0	191.0	174.0	191.0	170.0
カ 経費回収率（％）	76.6	72.4	70.7	65.8	72.3	65.7	74.1
キ 債務償還可能年数（年）	45.7	52.7	51.8	72.4	38.9	43.3	33.1

主なポイント

○基準外繰入金を含んでいる令和5年度では黒字となっているが、すべて一般会計からの補てんによっているため、公費負担のみを勘案したR6以降は大幅な赤字となっている

⇒赤字が嵩み、内部留保資金はマイナスが累積する

○維持管理費の増加により経費回収率は低水準が続く、費用が高い年度では約65%まで減少する

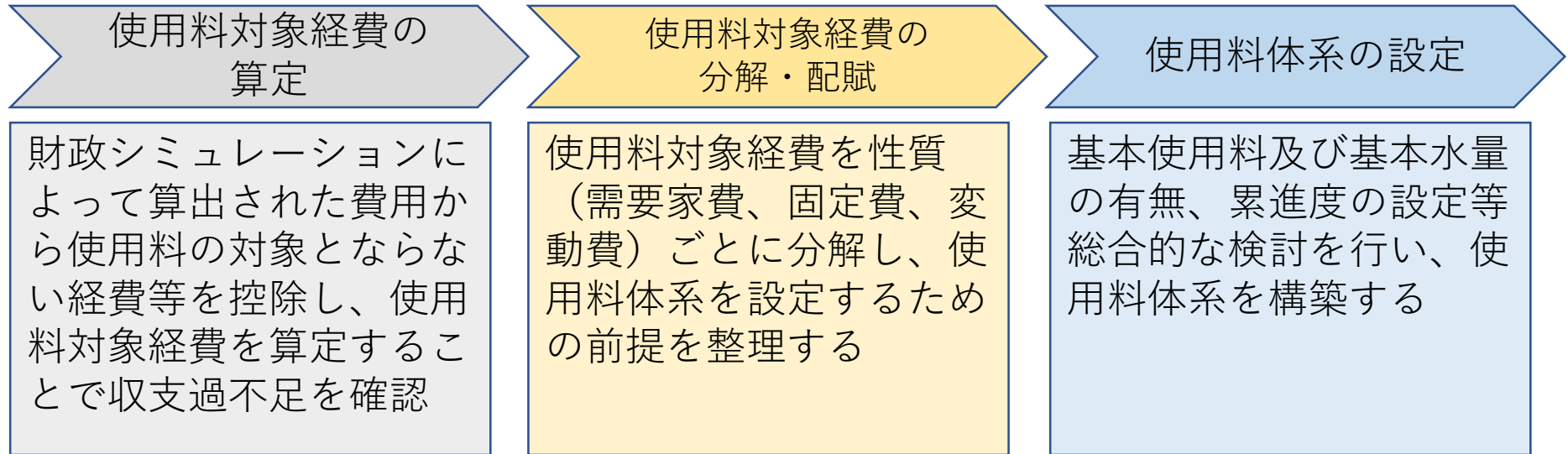
⇒原価割れしている100%に満たない部分を現在一般会計から補てんしている

○企業債残高に対し、償還にあてるキャッシュが減少するため償還可能年数が増加傾向にある

⇒経営が安定しないことで債務償還能力に影響がでている

3 適正な下水道使用料の算定

(1) 使用料算定の方法



○収支不足額が多額になることが想定されるため、事前に3パターン推計する

① 収支不足額を解消するよう算出

② 経費回収率県内平均値を目標に算出

③ 水道事業の改定率に近い値で算出

改定率が高い順に推計

3 適正な下水道使用料の算定

(2) 下水道使用料の試算結果

年 度		現行 見込	算定期間試算				
		R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
有収水量 (千 m ³)		1,683	1,679	1,675	1,671	1,667	1,662
①	使用料 (千円)	211,593	362,562	361,060	359,499	357,970	356,415
	使用料単価 (円/m ³)	125.7	215.9	215.6	215.2	214.8	214.4
	算定期間平均：215.2円 (改定率71.2%)						
②	使用料 (千円)	211,593	265,906	285,058	258,780	284,105	250,637
	使用料単価 (円/m ³)	125.7	158.4	170.2	154.9	170.5	150.8
	算定期間平均：160.9円 (改定率28.0%)						
③	使用料 (千円)	211,593	263,918	263,511	263,101	262,744	262,404
	使用料単価 (円/m ³)	125.7	157.2	157.3	157.5	157.7	157.9
	算定期間平均：157.5円 (改定率25.3%)						

3 適正な下水道使用料の算定

(3) 試算後と現行の比較

20 m³使用した場合の単純比較（税込）

現 行		算定後
	71.2%	① 4,331円 +1,801円
2,530円	28.0%	② 3,238円 +708円
	25.3%	③ 3,170円 +640円

○収支不足額を解消する場合改定率が大幅になり、町民生活への影響が懸念される

○水道事業と近似値を採用することで、町民の方へお示しする際、認識いただきやすくなる

(4) 今後の方針

- 基準外繰出金の解消を目標値とした場合、大幅な改定が必要となることから町民生活への影響が懸念されるため、長期スパンで調整をする必要がある
- 今回は水道事業も併せて見直しを行っているため、改定率は水道事業に近い値（25%）で設定をする
- 利用者ごとにおける負担の比重を定めるため、本算定結果を基本としつつ、今後使用料の体系を検討していく
- 本シミュレーションは現行の情報に基づき算出しているため、5年間ごとの検討を基本としつつ、経営に大きな影響がある事象が発生した場合は、改める可能性がある